

◆重要◆ 新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年5月15日

【北方町新型コロナウイルス感染症対策本部】

本部長 戸部 哲哉

北方町役場 電話 058-323-1111

◇町の対応方針

岐阜県は緊急事態宣言指定区域の対象からは除外されました。しかしながら今後も新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底をしていく必要があるため、北方町においては次のとおり今後の対応方針を決定しました。

○町等が主催する事業・イベント等は参加者の見込み人数等に応じ、開催か中止かを決定し、広報誌等にてご案内します。

○町有施設の再開については次ページのとおりとします。

○各種団体・サークル等が行う活動等を行う場合には徹底した感染予防に努め、下記チェックシートの内容を実施していただくようお願いします。

新型コロナウイルス感染防止対策実施チェックシート

1	集会・イベント等の中で感染者が発生した場合、参加した個人は保健所などの聞き取りに協力する。また、濃厚接触者となった場合は、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性があることをあらかじめ参加者に周知すること。	<input type="checkbox"/>
2	具合の悪い方の参加を認めないことをあらかじめ参加者に周知すること。	<input type="checkbox"/>
3	過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方には、参加を認めないことをあらかじめ周知すること。	<input type="checkbox"/>
4	開催規模（人数）を縮小すること。	<input type="checkbox"/>
5	開催時間を短縮すること。	<input type="checkbox"/>
6	声を出す機会を最小限にすること。	<input type="checkbox"/>
7	定期的または連続的に外気を取り入れる換気を実施すること。	<input type="checkbox"/>
8	マスクの着用及び頻繁な手洗いを呼びかけること。	<input type="checkbox"/>

「三つの密」を避けるとともに

「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」

などの感染対策の他に「新しい生活様式」の実践を。

町民の皆さんには、ご理解とご協力をお願いします。

町有施設等の開館等情報について

新型コロナウイルス感染症について、緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ下記のとおり施設を開館等します。(令和2年5月15日現在)

開館開始時期	施設名	問い合わせ先
5月20日(水)～	図書館※	058-323-3155
6月1日(月)～	町立北方東保育園 町立北方北保育園 町立北方中保育園 町立北方南保育園 福祉センター いきいき支援センターまどか 町立北方小学校 町立北方西小学校 町立北方南小学校 町立北方中学校 町立幼稚園 放課後児童クラブ 各グラウンド	058-323-0577 058-324-0254 058-324-8313 058-324-0611 058-324-6550 058-320-1515 058-324-4121 058-323-2600 058-320-0088 058-324-3175 058-324-5721 058-323-1115 058-323-3500
6月2日(火)～	働く婦人の家 勤労青少年ホーム 北方きた子ども館 北方みなみ子ども館 コミュニティセンター ホリモク生涯学習センターきらり アルテックアリーナ (トレーニングルームを除く)	058-323-2500 058-324-2167 058-323-0254 058-322-2350 058-320-2200 058-320-2200 058-323-3500
当面の間閉館	高齢者ふれあい健康センター	058-323-1119

開館に際してのお願い

- ・利用者数を制限し、滞在時間を短時間とさせていただきます。
- ・利用者の連絡先の登録、確認を実施させていただきます。
- ・利用者のマスク着用の徹底を実施させていただきます。
- ・施設利用の予約は開館開始日より再開します。
- ・各施設において開館日及び開館時間の変更を行う場合があります。

※図書館は当面の間、16:00までの開館とし貸出及び返却のみ受け付けます。